

令和２年度 第５回政策討論会第一分科会要点記録

日時	令和２年 11 月 17 日（火）10 時より
場所	第２委員会室
テーマ	「町会加入者の減少問題について」
出席者	◎倉田賢一郎 ○南加代子 中井良介 松本妙子 京西且哲 西田武史 烏野隆生 殿本マリ子

※◎座長○副座長

★各委員が町会加入促進について、それぞれの条例案を説明し討論

(委員)

・塩尻市と所沢市の条例を参考に作成させていただいた。目的については、なぜこの条例を作ったのか市民に明確に理解・浸透される様に明記した。また、塩尻市には無かった住宅関連業者の責務や市の責務の詳細については、記載する方が加入促進につながるのでは追記。できるだけシンプルにまとめる方が良いと思うが、先に述べたように最低限の現状を踏まえた内容を加味し、少しでも加入促進につながればと考える。

(委員)

・他議員の条例案も参考にしながら活発な意見交換ができた。町会加入がなぜ必要なのか、皆が納得できる前文を入れて、本文は端的かつ明瞭な文が良いと考える。

(委員)

・条例案作成にあたり、前文では「なぜ自治会に入らなければならないか。」ということ述べた。塩尻市の条例を参考にさせていただき、岸和田市に見合った市民に分かり易い自治会条例案を考えた。他委員の条例案は市民にとって分かり易いが、定義「市民の役割」の部分を「市の役割」と変更してはどうでしょうか。

(委員)

・「塩尻市みんなで支える自治会条例」を参考に素案を作成した。理由は、最高規範である「岸和田市自治基本条例」の第４条から第７条に市民の権利と責務、事業者の権利と責務を規定し、併せて第１４条、第１５条で地域の課題を共有し解決するためのコミュニティ活動を行い、その組織として地区市民協議会の設立を認め、町会及び自治会との連携を求めている。したがって、本条例はそれぞれの地域性や歴史感を生かすことのできる簡素な構成が望ましく、市民が自由な発想が生まれる内容にすべきと考えます。提示した条例素案の第５条（市民の役割）で「町会に加入するものとする」と限定した表現にすることで、条例の主旨を明確に伝える必要を考えた。また、罰則を規定しない理念条例とすることで市民の意志を尊重できるものと考えます。前文に条例策定の主旨、条文に住宅関連事業の役割を規定することの提案に同意します。

(委員)

・塩尻市と四日市市を参考にさせて頂き、その中で、市の責務と自治体の役割、住宅関連事業者の役割が最も大切で、また、市民の方に自治体に参加すれば、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するなどのメリットを明確にすること、また市の責務として自治体への支援として必要な財政的援助を行うことや加入及び参加の促進への理解を深める為に、市が積極的な広報及び啓発に努めるなどが条例に明記することが望ましいと思う。

(委員)

・所沢市の条例を土台にして案を考えた。塩尻市のものよりも必要なことが書き込まれていると思ったからである。町会の役割では、住民の町会への加入、参加の促進にあたって町会が配慮することにも触れられている。また市の役割（これは大事な項目と思う）で、市の町会への支援について、支援の中身に触れることは必要ではないかと思われる。ただ、所沢市条例は少し書きすぎのきらいがあり、省いたり書き換えたりした。また地域に対する施策について、市と町会との関係を付け加えたがどうだろうか。

※次回 12/22(火)第一委員会室

※座長、副座長が委員の条例案をまとめそれをもとに条例案を考えていく